

証券コード 5440
2020年6月10日

株 主 各 位

大阪市北区堂島浜一丁目4番16号
共 英 製 鋼 株 式 会 社
代表取締役社長 廣 富 靖 以

第76回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第76回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止および株主の皆様の安全の観点から、本株主総会につきましては書面により事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申しあげます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年6月25日（木曜日）午後5時40分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

また、株主様間の公平性を勘案し、本年から株主総会ご出席株主様へのお土産を取り止めさせていただきます。何卒ご了承くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

- | | | |
|---------|-------|---|
| 1. 日 | 時 | 2020年6月26日（金曜日）午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 大阪市北区堂島浜一丁目3番1号
ANAクラウンプラザホテル大阪 3階 万葉の間
(開催場所が昨年と異なりますので、ご来場いただく場合は末尾の会場ご案内略図をご参照のうえ、お間違いのないようご注意ください。) |
| 3. 目的事項 | 報告事項 | (1) 第76期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
(2) 第76期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類の内容報告の件 |
| 決議事項 | 第1号議案 | 取締役11名選任の件 |
| | 第2号議案 | 監査役1名選任の件 |
| | 第3号議案 | 取締役の報酬額改定の件 |

以 上

※当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

※本招集ご通知に添付すべき書類のうち、連結計算書類の連結注記表および計算書類の個別注記表につきましては、法令および当社定款の定めにより、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.kyoeisteel.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。従いまして、会計監査人および監査役が監査した連結計算書類および計算書類は、本招集ご通知添付書類の各書類のほか、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載している連結注記表および個別注記表となります。

※株主総会参考書類ならびに本招集ご通知に添付すべき事業報告、連結計算書類および計算書類に修正すべき事項が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.kyoeisteel.co.jp/>) に掲載いたします。

【株主の皆様へのお願い】

①株主総会当日までの新型コロナウイルス感染拡大の状況次第では、やむなく会場や開始時刻が変更となる場合があります。

その場合、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.kyoeisteel.co.jp/>) に掲載いたしますので、ご確認くださいようお願い申し上げます。

②会場受付付近で、株主様のためのアルコール消毒液を配備いたします。

ご来場の株主様は、マスクの持参・着用をお願い申し上げます。

③本年は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、会場内の株主様の座席間隔を拡げることから、ご用意できる席数が例年より大幅に減少いたします。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。予めご了承くださいませようお願い申し上げます。

④会場入口および受付付近にて、検温をさせていただき発熱があると認められる方、体調不良と思われる方、海外から帰国されてから14日間が経過していない方は、入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。なお、海外から帰国されてから14日間が経過していない株主様は、受付でお申し出いただきますようお願い申し上げます。

⑤株主総会に出席する当社役員および運営スタッフは、体調を確認のうえマスク着用で対応をさせていただきますのでご了承くださいませようお願い申し上げます。

事業報告

(2019年 4 月 1 日から
2020年 3 月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1)事業の経過および成果

当連結会計年度における日本経済は、雇用・所得環境の改善や各種政策効果により、緩やかな回復基調で推移していましたが、新型コロナウイルスの感染拡大影響により、国内外の経済は大きく減速し、先行きの見通せない状況が続いております。

当社グループの主要需要先である国内建設用鋼材市場では、建築・土木分野向けともに鋼材需要は盛り上がりを欠く状況であったことに加え、年明けから期末にかけての新型コロナウイルスの影響によって停滞感が強まり製品市況も軟化する中、製品価格の維持に努めました。一方、鉄スクラップ市況は、期初より下落基調で推移し、11月より一旦上昇に転じましたが、年明けには再び下落基調に転じ、想定を下回る水準で推移しました。結果として、利益の源泉となる売買価格差（製品価格と原材料価格の差額）は拡大しました。

海外鉄鋼事業については、ベトナム、米国とも、当期後半には競合環境の激化や製品市況の軟化などにより苦戦したものの、堅調な需要の下、全体として前期を上回る業績となりました。

また、2020年3月17日に、カナダ国アルバータ州において電炉事業を行っているAltaSteel Inc.（以下、「アルタ・スチール社」といいます。）の全株式を取得し、同社および同社子会社1社を子会社化しました。

これらの結果、当社グループの連結売上高は前期対比2,914百万円（1.2%）減収の239,343百万円となりました。連結営業利益は同10,203百万円（110.9%）増益の19,404百万円、連結経常利益は同10,308百万円（119.2%）増益の18,954百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は同4,985百万円（76.6%）増益の11,489百万円となりました。なお、当連結会計年度において、アルタ・スチール社の取得に伴う負ののれん発生益3,512百万円（第4四半期）を特別利益として、ベトナム北部拠点の一つであるベトナム・イタリー・スチール社の固定資産（のれん含む）の減損損失4,630百万円（第3四半期）を特別損失として、それぞれ計上しております。

セグメント別の業績は以下のとおりです。

①国内鉄鋼事業

当事業部門については、製品出荷量は前期対比10.2万トン減の165万トンとなりました。鉄スクラップ価格が前期対比8.1千円（23.0％）下落した一方、製品価格は前期と同水準であったため、売買価格差は8.1千円（24.2％）拡大しました。

以上の結果、売上高は前期対比7,953百万円（6.1％）減収の123,299百万円、営業利益は同8,371百万円（86.8％）増益の18,015百万円となりました。

②海外鉄鋼事業

当事業部門は、ベトナムおよび北米にて鉄鋼事業を展開しております。なお、アルタ・スチール社の業績は、当連結会計年度の損益計算書には含まれておりません。

ベトナムにおいては、堅調な鋼材需要の下、原材料である鉄スクラップおよび半製品価格が軟調に推移したことから、業績は期初より概ね堅調に推移してきましたが、第3四半期以降は、競合環境が一層厳しさを増す中で南部・北部とも苦戦を強いられました。

米国においては、鋼材需要は底堅く推移しましたが、前期において高騰した製品市況の軟化などにより、第3四半期以降は厳しい結果となりました。

しかしながら、全体としては前期業績を上回り、売上高は前期対比5,183百万円（5.0％）増収の109,063百万円、営業利益は同2,575百万円増益（前期は291百万円の損失）の2,284百万円となりました。

③環境リサイクル事業

当事業部門については、炭素繊維など処理単価が高い処理困難物の処理量は増加したものの、大型のスポット案件が減少したことなどにより、売上高は前期対比217百万円（3.2％）減収の6,466百万円、営業利益は同101百万円（8.5％）減益の1,089百万円となりました。

④その他

当事業部門については、子会社を通じた土木資材の販売および保険代理店業等のほか、ベトナムで港湾事業を展開しております。売上高は前期対比72百万円（16.3％）増収の516百万円となり、営業利益は同187百万円増益（前期は40百万円の損失）の147百万円となりました。

(2)設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資は、当社グループにおいて総額8,895百万円実施しました。内訳は以下のとおりです。

国内鉄鋼事業においては、既存鉄鋼製造設備の維持更新や合理化投資として生産設備改造・更新、物流体制強化策を目的とした倉庫建設、子会社の工場移転に伴う土地取得等を中心に、5,799百万円実施しました。

海外鉄鋼事業においては、ベトナム、米国の生産拠点の合理化投資を中心に2,450百万円実施しました。

環境リサイクル事業においては、産業廃棄物処理設備等の維持更新等を中心に、239百万円実施しました。

その他の事業およびグループ内ネットワーク整備やセキュリティ対策など全社共通資産への設備投資として、406百万円実施しました。

(3)資金調達の状況

当社グループにおいて、設備投資や運転資金として71,637百万円の借入を行っています。

また当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため、取引金融機関6行との間に、24,500百万円の当座貸越契約を締結しています。なお、当連結会計年度末における当該契約に基づく借入実行残高は10,000百万円であります。

(4)他の会社の株式等の取得の状況

当社は、2020年2月4日の取締役会において、北米における鉄鋼事業の強化を目的として、カナダで鉄鋼の製造および販売事業を展開しているアルタ・スチール社の全株式を取得のうえ、同社および同社子会社1社を連結子会社化することを決定し、同年3月17日に株式の取得を完了しました。

(5)重要な組織再編等の状況

当社は、今後の事業環境の変化に対応できるよう「グループ総合力の強化」を目的として、2020年1月21日付で、当社の中核連結子会社である共英産業株式会社と株式会社共英メソナの経営統合の実施を決定しました。またその推進を担うための組織として、2020年4月1日に中間持株会社である共英コーポレーション株式会社を設立しました。今後、両社は共英コーポレーション株式会社の下で、2021年4月を目途に経営統合に向けて具体的な準備を進めてまいります。

(6)対処すべき課題

①会社の経営の基本方針

当社グループは、鉄鋼事業を中核とした資源循環型事業を通じて社会と共生し、日本経済と地域社会の発展に貢献することを経営理念に定めています。この理念の実現を目指し、安全とコンプライアンスを徹底する経営風土を作り出すこと、進取と変革に挑戦する企業風土を醸成すること、メーカーの原点である現場重視の経営体制を構築することを行動指針とし、グループ一丸となって取り組んでいます。

②中長期的な会社の経営戦略等

当社グループは「100年企業」に向け、創業の精神である“Spirit of Challenge”という経営理念の下、社会やお客様などステークホルダーからより一層信頼され、評価される「質の高い」企業づくりに取り組んでいます。具体的には、「世界のインフラ・環境づくりに貢献する企業」「利益水準を向上しステークホルダーに還元する企業」「コンプライアンス・品質を重視する企業」「働きがいのある安全で働きやすい職場」という当社グループのあるべき姿の実現を目指します。

これらを実現するため、当社は2018年10月に、2020年度を最終年度とする中期経営計画「Quality Up 2020」（以下、「本中期計画」といいます。）を策定しました。また、本中期計画のスローガンとして「未来への挑戦 より強い共英製鋼グループを目指して」を掲げております。

イ. 経営計画

本中期計画の最終年度である2020年度の達成目標として、連結売上高2,800億円、連結経常利益140億円、製品出荷量400万トン（国内180万トン、海外220万トン）、ROS 5 %以上、ROE 6 %以上、配当性向30 %程度を設定しております。設備投資・事業投資額については、2018年度から2020年度の3年間で450億円の実施を計画しております。

ロ. 基本方針

ステークホルダーから長期的に信頼、評価される企業を実現するために、本中期計画期間中に「経営力・現場力・社員力」の向上という3つのQuality Upに取り組めます。

- ・経営力： ガバナンス体制の強化、コンプライアンスの重視、品質管理体制の向上
- ・現場力： 操業技術力や営業力・顧客サービス力の質的向上
- ・社員力： 自立型人材の育成、多様な人材の採用・登用

ハ. 具体的施策

事業セグメントごとに、国内鉄鋼事業は「競争力の強化・生産性の向上」、海外鉄鋼事業は「出荷量の増加・収益力の強化」、また、環境リサイクル事業と鉄鋼周辺事業は「収益機会の拡大」に取り組みます。同時に、その取り組みを支える「経営基盤の強化」を進めます。

i) 国内鉄鋼事業の競争力の強化・生産性の向上

- ・国内出荷量180万トン体制の確立とトン当たり利益の改善を目標とします。
- ・生産面では、より効率的な生産体制の構築、操業技術力の向上等により製造コストの削減を進めます。
- ・営業面では、営業部員一人ひとりの営業力、顧客サービス力の向上を図るとともに、購買・販売・出荷業務の改革を進めます。
- ・工場設備の老朽化対応・強靱化対策に取り組みます。また、建築工法の多様化等に対応した新製品の開発に努めます。
- ・引き続き、国内電炉業界が適正な競争環境の下で健全に発展していくため、業界再編や業務提携に前向きに取り組みます。

ii) 海外鉄鋼事業の出荷量の増加・収益力の向上

- ・海外出荷量220万トン体制の構築と、トン当たり利益の改善により海外鉄鋼事業の利益を全体の3割程度まで引き上げることを目標とします。
- ・ベトナム・米国の拠点において、設備投資による増産・増販とコスト削減、生産効率の改善に取り組みます。
- ・ベトナムでは、北部2社の一体運営、および南部の鉄鋼事業と港湾事業との連携強化を図ります。
- ・引き続き、米国事業の拡大や新たな地域での事業展開を検討します。

iii) 環境リサイクル事業および鉄鋼周辺事業の収益機会の拡大

- ・環境リサイクル事業および鉄鋼周辺事業の利益を安定的に全体の1割程度とすることを目標とします。
- ・環境リサイクル事業については、電気炉での無害化溶融処理による質の高い廃棄物処理に努めるとともに、管理体制の強化を図り、顧客からの信頼とブランド力を高めます。また、廃棄物処理設備の投資や他社との連携・提携、加えて海外での事業展開を検討します。
- ・鉄鋼周辺事業については、子会社群の収益力の強化を図るとともに、新製品の開発や事業の多角化、新規事業への展開を検討します。

iv) 経営基盤の強化

- ・ステークホルダーから長期的に信頼、評価されるようガバナンス体制を強化し、コンプライアンスの重視と品質管理体制の向上に取り組めます。
- ・当社グループの成長を担う自立型人材の育成や多様な人材の採用・登用、働きがいのある安全で働きやすい職場環境の実現に取り組めます。
- ・国内事業所や国内外の子会社間の連携を強化し、グループ総合力を最大限に発揮できる体制を構築します。
- ・操業の機械化・自動化による安全の確保と作業の省人化・無人化やAI・IoTを活用した次世代操業に向けた取り組みを始めます。
- ・省エネやCO₂削減への取り組みを強化するとともに、社会貢献活動の拡充を図ります。
- ・資本コストを意識しつつ、健全な財務内容の維持・構築のために、最適な投資戦略や財務戦略を立案・実行します。

③次期(2020年度)の対処すべき課題

以上のように、当社グループは本中期計画の下、企業価値の向上に努めておりますが、新型コロナウイルスの世界的蔓延により世界経済は大きな影響を受け、当社グループをめぐる経営環境は、不透明かつ、より複雑化してきております。当社グループとしましては、今回の新型コロナウイルスの影響により、グローバル経済の今後に大きな変化が生じるとともに、我が国においては、人口減少時代に対応した働き方改革、IT技術の進歩やそれに伴う購買行動・流通構造の変化、ESGに関する意識の高まりなど、社会の構造的変化が加速化すると考えております。

従いまして、次期(2020年度)におきましては、新型コロナウイルスショックなど当社グループを取り巻く外部環境の大きな変化やリスクに対応し、次の5点を重要推進項目として課題解決に向けた取り組みを強化してまいります。

- ・国内鉄鋼事業の最適な生産・販売・購買体制の構築
- ・海外鉄鋼事業の現地化ならびに「グローバル・ニッチ戦略」の推進
- ・ポストコロナ時代に対応したグループ総合力の強化
- ・サステナブルな社会の実現に向けた取り組み
- ・ワークスタイルの変化に対応した職場づくり・人づくり

これからは、人をつなぎ、時をつなぎながら持続的成長を続けていくとともに、イノベーションにもチャレンジしていかなければなりません。

なにとぞ株主の皆様には、引き続きご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(7)財産および損益の状況の推移

①企業集団の財産および損益の状況

区分 \ 年度	第73期 (2017年3月期)	第74期 (2018年3月期)	第75期 (2019年3月期)	第76期 (当連結会計年度) (2020年3月期)
売上高 (百万円)	145,991	191,254	242,257	239,343
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	4,783	3,483	6,505	11,489
1株当たり当期純利益 (円)	110.41	80.31	149.78	264.38
総資産 (百万円)	214,341	234,220	261,590	273,850
純資産 (百万円)	146,662	148,460	153,781	161,581
1株当たり純資産額 (円)	3,192.02	3,225.85	3,299.82	3,479.31

(注) 売上高には、消費税等は含まれておりません。

②当社の財産および損益の状況

区分 \ 年度	第73期 (2017年3月期)	第74期 (2018年3月期)	第75期 (2019年3月期)	第76期 (当事業年度) (2020年3月期)
売上高 (百万円)	77,282	90,281	109,959	103,002
当期純利益 (百万円)	4,613	2,655	5,230	10,465
1株当たり当期純利益 (円)	106.49	61.21	120.43	240.81
総資産 (百万円)	138,996	148,002	163,743	173,859
純資産 (百万円)	117,746	118,782	121,927	130,669
1株当たり純資産額 (円)	2,716.36	2,736.75	2,805.57	3,006.71

(注) 売上高には、消費税等は含まれておりません。

(8)親会社および子会社の状況

①親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
関 東 ス チ ール 株 式 会 社	2,810 ^{百万円}	100.0 [%]	鋼材の製造および販売
共 英 産 業 株 式 会 社	180	100.0	産業廃棄物の処理および再生製品の販売
株 式 会 社 共 英 メ ソ ナ	400	100.0	産業廃棄物、医療廃棄物の収集・運搬および処分
共 英 リ サ イ ク ル 株 式 会 社	495	61.5	産業廃棄物処理設備の操業受託および賃貸
共 英 加 工 販 売 株 式 会 社	88	100.0	鋼材の加工および販売
ビナ・キョウエイ・スチール社	78 ^{百万USD}	45.0	鋼材の製造および販売
キョウエイ・スチール・ベトナム社	48	65.0	鋼材の製造および販売
米 国 共 英 製 鋼 会 社	40	100.0	米国で展開する事業会社株式の保有
ビ ン ト ン ・ ス チ ール 社	-	100.0	鋼材の製造および販売
ビントン・メタル・プロセッシング社	-	100.0	スクラップの処理
ベトナム・イタリア・スチール社	7,383 ^{億VND}	73.8	鋼材の製造および販売
チー・バイ・インターナショナル・ポート社	6,171	53.7	港湾事業
アルタ・スチール社	189 ^{百万CAD}	100.0	鋼材の製造および販売
メイプル・リーフ・メタル社	-	100.0	スクラップの処理

(9)主要な事業内容

事 業	事 業 内 容
鉄 鋼 事 業	①鉄筋コンクリート用棒鋼・構造用棒鋼・形鋼・平鋼・角鋼および鋼片の製造・販売ならびに鋼材加工・販売 ②鉄鋼製造プラント・鋼滓運搬車・焼却炉の設計・製作・販売およびそれらに関する技術・ノウハウの販売
環 境 リ サ イ ク ル 事 業	産業廃棄物・医療廃棄物の収集・運搬および処分業

(10) 主要な営業所および工場

① 当社

事業所名	所在地
本社	大阪市北区
枚方事業所	大阪府枚方市
山口事業所	山口県山陽小野田市
名古屋事業所	愛知県海部郡飛島村
東京事務所	東京都千代田区

② 主要な子会社

会社名	事業所名	所在地
関東スチール株式会社	本社・工場	茨城県土浦市
共英産業株式会社	本社	大阪市北区
	関東支社	東京都江戸川区
	招提工場	大阪府枚方市
	名古屋工場	愛知県海部郡飛島村
	大和工場	神奈川県座間市
	成田工場	千葉県成田市
	中部工場	愛知県海部郡飛島村
株式会社共英メソナ	本社	大阪市西淀川区
共英リサイクル株式会社	本社・工場	山口県山陽小野田市
共英加工販売株式会社	本社・工場	山口県山陽小野田市
ビナ・キョウエイ・スチール社	本社・工場	ベトナム国バリアブントウ省
キョウエイ・スチール・ベトナム社	本社・工場	ベトナム国ニンビン省
ビントン・スチール社	本社・工場	米国テキサス州
ベトナム・イタリー・スチール社	本社・工場	ベトナム国フンエン省
	ハイフォン工場	ベトナム国ハイフォン市
チー・バイ・インターナショナル・ポート社	本社	ベトナム国バリアブントウ省
アルタ・スチール社	本社・工場	カナダ国アルバータ州
メイプル・リーフ・メタル社	工場	カナダ国アルバータ州

(11)従業員の状況

①企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
3,605名	405名増

(注) 従業員数は、当社グループ外への出向者、嘱託社員、臨時社員等を除く就業人員を表示しております。

②当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
748名	23名増	39.5歳	15.3年

(注) 従業員数は、社外への出向者、嘱託社員、臨時社員等を除く就業人員を表示しております。

(12)主要な借入先

借入先	借入金残高
株式会社日本政策投資銀行	13,462 ^{百万円}
株式会社みずほ銀行	13,244
株式会社りそな銀行	12,875
株式会社三井住友銀行	12,337
株式会社三菱UFJ銀行	11,113
株式会社国際協力銀行	3,404

2. 会社の株式に関する事項

- (1)発行可能株式総数 普通株式 150,300,000株
 (2)発行済株式総数 普通株式 44,898,730株 (うち自己株式1,439,755株)
 (3)株主数 8,099名
 (4)大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本製鉄株式会社	11,593 ^{千株}	26.7 [%]
高島 秀一郎	4,347	10.0
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (三井住友信託銀行再信託分・エア・ウォーター株式会社退職給付信託口)	2,600	6.0
高島 成光	2,233	5.1
三井物産株式会社	1,470	3.4
合同製鐵株式会社	1,347	3.1
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	1,114	2.6
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	863	2.0
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	759	1.7
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口9)	714	1.6

(注) 持株比率は、自己株式 (1,439,755株) を控除して計算しております。

(5)その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

(1)取締役および監査役の氏名等

役 名	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
代 表 取 締 役 会 長	高 島 秀 一 郎		
代 表 取 締 役 社 長	廣 富 靖 以		株式会社イチネンホールディングス社外取締役
取締役・専務執行役員	大 田 和 義	山口事業所長	
取締役・常務執行役員	坂 本 尚 吾	本社営業企画部担当兼営業企画部長	
取締役・常務執行役員	鳴 海 修	枚方事業所長兼製造部長	
取 締 役 相 談 役	森 光 廣		
取 締 役	新 井 信 彦		株式会社Cominix社外監査役
取 締 役	山 尾 哲 也		梅田新道法律事務所パートナー 株式会社サイプレスクラブ社外監査役
取 締 役	川 邊 辰 也		一般財団法人関西電気保安協会理事長
常 勤 監 査 役	市 原 修 二		
監 査 役	塚 本 治		日本製鉄株式会社関係会社部長 合同製鐵株式会社社外監査役
監 査 役	宗 岡 徹		関西大学大学院会計研究科教授 株式会社ディー・ディー・エス社外監査役 泉州電業株式会社社外取締役

(注) 1.取締役 新井信彦氏、山尾哲也氏および川邊辰也氏は社外取締役であります。

なお、3氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。

2.監査役 塚本 治氏および宗岡 徹氏は社外監査役であります。

なお、宗岡 徹氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。また、同氏は公認会計士として財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

3. 当事業年度中の取締役および監査役の異動

(1) 新任 <2019年6月25日付>

取	締	役	鳴	海	修
取	締	役	川	邊	也
監	査	役	塚	本	治

(2) 退任 <2019年6月25日付>

取締役・専務執行役員	合	六	直	吉
取締役・常務執行役員	座	古	俊	昌
取締役・常務執行役員	平	岩	治	雄
監査役	津	加		宏 (辞任)

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は各社外取締役および各監査役と、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

(3) 取締役および監査役の報酬等の総額

取締役 12名 292百万円 (うち社外取締役 3名 17百万円)

監査役 4名 30百万円 (うち社外監査役 3名 6百万円)

(注) 1. 取締役の報酬限度額は、2009年6月26日開催の第65回定時株主総会において、年額550百万円以内 (うち社外取締役分20百万円以内) と決議いただいております。

2. 監査役の報酬限度額は、1993年6月25日開催の第49回定時株主総会において、年額60百万円以内と決議いただいております。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

「(1) 取締役および監査役の氏名等」に記載の各社外役員の兼職先と当社との間には、いずれも特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

- イ. 取締役 新井 信彦氏は、当期開催の取締役会17回の全回に出席し、他社における経営者としての豊富な経験と知見を活かし、経営全般についての助言・提言を適宜行っております。
- ロ. 取締役 山尾 哲也氏は、当期開催の取締役会17回の全回に出席し、弁護士としての豊富な経験と法律知識を活かし、経営全般についての助言・提言を適宜行っております。
- ハ. 取締役 川邊辰也氏は、2019年6月25日就任以降、当期開催の取締役会13回の全回に出席し、他社における経営者としての豊富な経験と知見を活かし、経営全般についての助言・提言を適宜行っております。

- 二. 監査役 塚本 治氏は、2019年6月25日就任以降、当期開催の取締役会13回のうち10回、監査役会12回のうち10回に出席し、鉄鋼メーカーでの経験と知見を活かし、当社の経営全般の監視と適宜・適切な発言を行っております。
- ホ. 監査役 宗岡 徹氏は、当期開催の取締役会17回のうち14回、監査役会16回のうち15回に出席し、公認会計士および大学教授としての豊富な経験と知見を活かし、当社の経営全般の監視と適宜・適切な発言を行っております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当社が支払うべき公認会計士法第2条第1項に規定する業務に基づく報酬	60百万円
当社および当社の連結子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	66百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社および一部の連結子会社が会計監査人に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、連結子会社の財務報告に係る内部統制支援業務、および「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に基づく、減免申請書に対する合意された手続に係る報酬であります。
3. 当社の子会社であるビナ・キョウエイ・スチール社、キョウエイ・スチール・ベトナム社、米国共英製鋼会社、ビントン・スチール社、ビントン・メタル・プロセッシング社、チー・バイ・インターナショナル・ポート社、ベトナム・イタリアー・スチール社、アルタ・スチール社およびメイプル・リーフ・メタル社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 会計監査人の報酬等の額について監査役会が同意をした理由

監査役会は、会計監査人の報酬等の額について、社内関係部署および会計監査人より必要な資料を入手、それらの報告を受けるほか、従前の監査活動・報酬の実績等を検証、当期の監査計画の概要・職務執行体制による報酬見積もり等の相当性を確認し、総合的に検討した結果、監査品質の維持向上を図るための適切な水準であると判断し、同意いたしました。

(4) 解任または不再任の決定の方針

当社においては、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合は、監査役全員の同意により、監査役会が会計監査人を解任いたします。また、そのほか会計監査人の適格性、独立性の点で当社の監査業務に重大な支障をきたす事態が生じた場合等には、監査役会が当該会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

5. 会社の体制および方針

(1)取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制 その他業務の適正を確保するための体制

当社は取締役会において、上記体制につき以下のとおり決議しております。

①当社の取締役の職務執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報・文書については、社内規程に従い適切に保存・管理することとし、必要に応じて規程の見直し等の運用の検証を行う。

②当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. 平時は、取締役会において中期経営計画、年度経営計画を策定し、月次・四半期・年度決算のサイクルによる損益管理を実施、事業環境の変化に迅速に対応する。
- ロ. 予想される主要なリスクに対して、各所管部署において規程・体制を整備するとともに、必要に応じてマニュアルの作成、研修会の実施等を行う。
- ハ. 各所管部署におけるリスクマネジメントおよびコンプライアンス推進の実効性を高め、また重大な災害、事故、違法行為等の発生時における対応体制を強化するため、「リスク・コンプライアンス委員会」を設置する。

③当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制ならびに

当社の取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

取締役会が取締役の職務執行を監督するとともに、監査役が取締役の職務執行を監査する体制を基本とし、これらの体制が効率的に機能するために以下の体制を整備する。

- イ. 取締役会で意思決定を行う事項、経営会議で審議する事項を、それぞれ取締役会規程・経営会議規程に定める。
- ロ. 執行役員制度を採用し、意思決定・監督機能と執行機能とを分離することにより、監督機能の実効性と業務執行の効率性を高める。
- ハ. 日常の職務遂行に際しては、職務権限規程、業務分掌規程等に基づき権限の委譲を行い、各職責の責任者が意思決定ルールに則り業務を遂行する。

④当社の使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

代表取締役社長に直属する部署として監査部を設置、定期的に業務監査を実施し、執行役員・使用人の職務執行を監査する。また、違法行為の発生を防止するため、「リスク・コンプライアンス委員会」は以下のコンプライアンス・プログラムを実施する。

- イ. リスク・コンプライアンス委員会は、コンプライアンスに関する諸規程・教育計画の策定と周知・啓発を行い、違反またはそのおそれがある場合の調査および是正措置等を行う。
- ロ. コンプライアンスに関する疑義が生じた場合に、執行役員・使用人がリスク・コンプライアンス委員会に相談もしくは内部通報できる「コンプライアンス相談窓口」を設置する。

ハ. 万一コンプライアンスに違反する事態が発生した場合には、その内容・対処案がリスク・コンプライアンス委員会を通じて取締役会、監査役に報告される体制を構築する。

⑤当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ. 当社および子会社は当社グループの経営理念・行動指針に基づき、各社の事業特性を踏まえつつ、事業戦略を共有し、グループ体となった経営を行うとともに、業務の運営方針等を社員に対し周知・徹底する。

ロ. 当社は子会社の管理に関して「関係会社管理規程」において基本的なルールを定め、その適切な運用を図る。

ハ. 各子会社に監査役を派遣し、内部統制に関する監査を実施するとともに、当社監査部が内部監査を定期的実施し、指導・助言を行う。

二. 各子会社の事業内容・規模に応じて、当社に準じたコンプライアンス・プログラムの整備を求める。

ホ. 上記イ～二に基づく具体的な体制は以下のとおりとする。

i) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

所管部門は、各子会社における事業計画、重要な業務方針、決算等、当社の連結経営上または各子会社の経営上の重要事項について、子会社に対し報告を求めるとともに、助言等を行う。

ii) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

所管部門は、各子会社におけるリスク管理状況について、各子会社に対し報告を求めるとともに、助言等を行う。

iii) 子会社の取締役等の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

所管部門は、各子会社の業務運営ならびにマネジメントに関する支援を行う。

iv) 子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

所管部門は、各子会社における法令遵守および内部統制の整備・運用状況について、各子会社に対し報告を求めるとともに、必要な支援・助言等を行う。また、各子会社においてコンプライアンスに違反するおそれのある事態が発生した場合には、その内容・対処案が当社の所管部署を通じて取締役会、監査役に報告される体制を構築する。

⑥財務報告の信頼性を確保するための体制

当社および子会社は、金融商品取引法の定めに従い、市場への説明責任を果たし投資家からの信頼を確保するために、財務報告に係る内部統制システムを整備し、その有効かつ効率的な運用および評価を行う。

⑦監査役の監査に関する事項

- イ. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - i) 監査役よりその職務を補助すべき使用人の配置を求められた場合、取締役は監査役と協議のうえ、専任または監査部門を兼任する使用人を配置するものとし、監査役は当該使用人を指揮することができる。
 - ii) 上記使用人の人事異動および人事考課等については、監査役会の同意を得たうえで決定するものとし、取締役からの独立性を確保する。
 - iii) 上記使用人は、監査役会の作成する監査方針に従って職務を行うものとする。
- ロ. 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制、ならびに報告したことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - i) 当社の取締役、執行役員、使用人および子会社の取締役、使用人は、職務の執行状況、経営に重要な影響を及ぼす事実等の重要事項について適時・適切に監査役または監査役会に報告するとともに、内部統制システムの運用状況等の経営上の重要事項についても、取締役会、経営会議等において報告し、監査役と情報を共有する。
 - ii) 監査役に報告を行った当社の取締役、執行役員、使用人および子会社の取締役、使用人に対し、当該報告をしたことを理由とする不利益な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底する。
- ハ. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - i) 監査役は、取締役会・経営会議等の重要会議に出席し、経営上の重要情報について報告を受けるとともに、決算書等の業務執行に関する重要な文書を閲覧することができる。
 - ii) 監査役会は、代表取締役と適宜会合をもち、監査上の重要課題等について意見交換を行う。
 - iii) 監査役は、必要と認めた場合、監査部に対して内部監査結果の報告を求めることができる。
 - iv) 監査役は会計監査人と定期的に意見交換を行い、必要に応じ、補助者として、弁護士、会計士その他の外部専門家等に依頼することができる。
 - v) 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い等の請求をした場合は、当社は当該請求に係る費用または債務を速やかに処理する。また、緊急または臨時に支出した費用については、監査役は、事後的に当社にその償還を請求することができる。

⑧反社会的勢力排除に向けた体制

- イ. 当社および子会社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、一切の関係を遮断することを基本方針とする。

ロ. 反社会的勢力からの不当な圧力、要求に対して毅然とした態度で臨み、断固として拒絶する。

ハ. 警察・弁護士等の外部専門機関と連携し、反社会的勢力排除に向けた体制整備を推進する。

(2)業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記に掲げた業務の適正を確保するための体制に関する基本方針に基づき、体制の整備とその適切な運用に努めております。当事業年度における当該体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

①当社の取締役の職務執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報・文書については、「情報管理基本規程」等に基づいて適切に管理し、「文書管理規程」に従って保存・管理を行い、運用状況については監査対象としております。

②当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「経営計画管理規程」に基づき、経営計画の作成および毎月の取締役会・経営会議での計画進捗状況の報告、損益管理を実施しております。リスクマネジメントおよびコンプライアンス推進に関する事項については「リスク・コンプライアンス規程」に定めるとともに、「リスク・コンプライアンス委員会」を設置しております。情報漏洩等のリスク対応として、情報の適正管理・保護を目的とした「情報管理基本規程」を制定し、リスクの軽減に努めております。また、第三者との取引上の紛争の発生を未然に防止し、円滑な契約履行を期することを目的とした「契約管理規程」を制定し、リスクコントロールを行っております。

③当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制ならびに

当社の取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当事業年度においては取締役会を17回開催し、取締役会による取締役の職務執行の監督を行っております。また「取締役会規程」「経営会議規程」「執行役員規程」「職務権限規程」「業務分掌規程」の定めに従い、職務執行の効率化と意思決定の迅速化を図っております。

④当社の使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

「内部監査規程」を制定し、監査部が当社の本社および各事業所に対する内部監査を定期的を実施しております。また「リスク・コンプライアンス委員会」「コンプライアンス相談窓口」を設置するとともに、社員のコンプライアンス意識向上を目的とし、「コンプライアンス・マニュアル」「コンプライアンスカード」「ハラスメント防止ハンドブック」の配布や、定期的なコンプライアンス研修等を実施しております。

⑤当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

「関係会社管理規程」において、関係会社から当社への協議・報告事項を定めており、これに基づいた適切な協議・報告が行われております。また「経営計画管理規程」に基づき、子会社においても経営計画の作成、取締役会等における計画進捗状況の報告、損益管理を実施しております。併せて、当社監査部による子会社の内部監査を定期的の実施しており、適切な指導・助言を行っております。

⑥財務報告の信頼性を確保するための体制

「財務報告に係る内部統制規程」を制定しており、当社監査部が当社グループにおける運用評価・フォローを実施しております。

⑦監査役の監査に関する事項

監査役は取締役会・経営会議等の重要会議に出席しており、当社グループにおける業務の重要事項は「監査役または監査役会への報告に関する規程」に基づき、適時・適切に監査役へ報告されております。

また当社監査部は、当社グループにおける内部監査結果を、監査の都度監査役に報告するとともに、監査役は必要に応じて内部監査に出席しております。

監査役と代表取締役・取締役等との会合や、監査役と会計監査人との意見交換は、適宜実施されております。

⑧反社会的勢力排除に向けた体制

反社会的勢力との関係断絶について「コンプライアンス・マニュアル」に規定し、これを当社グループ社員全員に配布、周知徹底を図っております。また、「反社会的行為、物品購入強要対策マニュアル」を整備し、関係部署へ配布し情報共有を行っております。

また万一何らかの問題が生じた場合は、本社人事総務部が当社グループ全体の統括部署となり、グループ各社および当社各事業所の総務担当部署が対応することとしております。

(3)剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、当社の企業価値を高めることが株主への最大の利益還元になると考えております。従いまして利益配当金については、長期的観点から事業成長と企業体質の強化に必要な内部留保を確保しつつ合理的な利益配分を実施する所存です。金額決定に際しては、連結配当性向年間25～30%を目処としつつ、1株当たり年間配当30円を下限とすることを方針としております。

当期の期末配当金につきましては、前回予想通り1株当たり65円といたします。これにより、既に実施しました中間配当10円と合わせて、年間配当金は75円とさせていただきます。

次期の1株当たり配当金については、中間配当15円を予定しております。期末配当につきましては、通期業績予想が未定であることから、現時点では未定とさせていただきます。

連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	159,192	流 動 負 債	82,238
現 金 及 び 預 金	55,609	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	10,482
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	39,603	電 子 記 録 債 務	2,975
電 子 記 録 債 権	11,501	短 期 借 入 金	46,737
有 価 証 券	2,300	一 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	4,260
商 品 及 び 製 品	25,105	未 払 法 人 税 等	3,976
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	21,484	賞 与 引 当 金	756
そ の 他	4,258	役 員 賞 与 引 当 金	18
貸 倒 引 当 金	△667	そ の 他	13,033
固 定 資 産	114,657	固 定 負 債	30,032
有 形 固 定 資 産	97,652	長 期 借 入 金	20,640
建 物 及 び 構 築 物	21,459	繰 延 税 金 負 債	1,824
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	40,821	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	2,433
土 地	31,186	退 職 給 付 に 係 る 負 債	4,031
建 設 仮 勘 定	3,002	そ の 他	1,104
そ の 他	1,183	負 債 合 計	112,269
無 形 固 定 資 産	2,666	(純 資 産 の 部)	
の れ ん	267	株 主 資 本	146,292
そ の 他	2,399	資 本 金	18,516
投 資 そ の 他 の 資 産	14,340	資 本 剰 余 金	21,141
投 資 有 価 証 券	9,191	利 益 剰 余 金	108,335
長 期 貸 付 金	1,301	自 己 株 式	△1,700
退 職 給 付 に 係 る 資 産	974	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	4,916
繰 延 税 金 資 産	821	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	246
そ の 他	2,117	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△158
貸 倒 引 当 金	△64	土 地 再 評 価 差 額 金	4,625
資 産 合 計	273,850	為 替 換 算 調 整 勘 定	286
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△83
		非 支 配 株 主 持 分	10,373
		純 資 産 合 計	161,581
		負 債 純 資 産 合 計	273,850

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

連結損益計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		239,343
売上原価		204,601
売上総利益		34,743
販売費及び一般管理費		15,339
営業利益		19,404
受取利息	704	
受取配当金	143	
持分法による投資利益	788	
その他の費用	279	1,914
営業外費用		
支払利息	1,936	
売上割引	24	
為替差損	347	
その他の費用	58	2,364
経常利益		18,954
特別利益		
固定資産売却益	17	
負債のれん発生益	3,512	
受取保険金	36	
その他の損失	5	3,570
特別損失		
固定資産売却損	656	
投資有価証券売却損	1	
減損損失	4,630	
災害による損失	21	
PCB廃棄物処理費用引当金繰入額	46	
その他の損失	138	5,492
税金等調整前当期純利益		17,032
法人税、住民税及び事業税	5,308	
法人税等調整額	△0	5,308
当期純利益		11,724
非支配株主に帰属する当期純利益		234
親会社株主に帰属する当期純利益		11,489

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	18,516	21,141	98,550	△1,700	136,507
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額			34		34
会計方針の変更を反映した 当 期 首 残 高	18,516	21,141	98,584	△1,700	136,541
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△1,738		△1,738
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			11,489		11,489
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	－	－	9,751	△0	9,751
当 期 末 残 高	18,516	21,141	108,335	△1,700	146,292

	その他の包括利益累計額						非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 上 減 損	延 滞 益	土 地 再 評 価 差 額 金	為 替 換 算 差 異 調 整 額	退 職 給 付 引 当 金 累 計 額		
当 期 首 残 高	785		32	4,625	1,251	206	6,900	153,781
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額								34
会計方針の変更を反映した 当 期 首 残 高	785		32	4,625	1,251	206	6,900	153,814
連結会計年度中の変動額								
剰 余 金 の 配 当								△1,738
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益								11,489
自 己 株 式 の 取 得								△0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△539	△191			△965	△290	△1,985	△1,985
連結会計年度中の変動額合計	△539	△191		－	△965	△290	△1,985	7,766
当 期 末 残 高	246	△158		4,625	286	△83	4,916	161,581

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書(謄本)

独立監査人の監査報告書

2020年5月15日

共英製鋼株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 梅田 佳成 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 龍田 佳典 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、共英製鋼株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、共英製鋼株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

貸 借 対 照 表

(2020 年 3 月 31 日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	82,206	流 動 負 債	29,095
現 金 及 び 預 金	30,612	支 払 手 形	1
電 子 記 録 債 権	8,617	電 子 記 録 債 務 金	3,237
売 掛 金	20,686	買 掛 金	3,399
有 価 証 券	1,000	短 期 借 入 金	10,000
商 品 及 び 製 品	8,477	一年以内返済予定の長期借入金	1,943
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	7,777	未 払 金	3,792
前 払 費 用	215	未 払 費 用	586
短 期 貸 付 金	3,721	未 払 法 人 税 等	3,603
未 収 入 金	1,027	預 り 金	581
そ の 他	107	前 受 収 益	5
貸 倒 引 当 金	△34	賞 与 引 当 金	497
固 定 資 産	91,653	役 員 賞 与 引 当 金	15
有 形 固 定 資 産	42,132	そ の 他	1,437
建 物	5,414	固 定 負 債	14,095
構 築 物	1,664	長 期 借 入 金	11,519
機 械 及 び 装 置	15,138	再評価に係る繰延税金負債	2,433
車 両 運 搬 具	166	退 職 給 付 引 当 金	69
工 具、器 具 及 び 備 品	476	そ の 他	74
土 地	19,173	負 債 合 計	43,190
建 設 仮 勘 定	102	(純 資 産 の 部)	
無 形 固 定 資 産	681	株 主 資 本	126,028
借 地 権	60	資 本 金	18,516
ソ フ ト ウ ェ ア	564	資 本 剰 余 金	21,356
ソ フ ト ウ ェ ア 仮 勘 定	30	資 本 準 備 金	19,362
そ の 他	26	そ の 他 資 本 剰 余 金	1,995
投 資 そ の 他 の 資 産	48,840	利 益 剰 余 金	88,000
投 資 有 価 証 券	2,334	利 益 準 備 金	453
関 係 会 社 株 式	38,318	そ の 他 利 益 剰 余 金	87,547
出 資 金	52	圧 縮 積 立 金	41
関 係 会 社 出 資 金	6,682	特 定 災 害 防 止 準 備 金	16
長 期 貸 付 金	90	別 途 積 立 金	25,000
従 業 員 に 対 す る 長 期 貸 付 金	22	繰 越 利 益 剰 余 金	62,491
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	525	自 己 株 式	△1,843
長 期 前 払 費 用	219	評 価 ・ 換 算 差 額 等	4,640
繰 延 税 金 資 産	421	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	15
そ の 他	241	土 地 再 評 価 差 額 金	4,625
貸 倒 引 当 金	△63	純 資 産 合 計	130,669
資 産 合 計	173,859	負 債 純 資 産 合 計	173,859

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

損 益 計 算 書

(2019 年 4 月 1 日から)
(2020 年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		103,002
売上原価		80,365
売上総利益		22,638
販売費及び一般管理費		9,250
営業利益		13,388
受取利息	17	
受取配当金	1,186	
受取賃貸料	85	
その他	162	1,450
営業外費用		
支払利息	53	
売上割引	18	
為替差損	11	
事故関連損	13	
その他	12	107
経常利益		14,730
固定資産売却益	6	
関係会社株式売却益	80	
受取保険金	36	
その他	7	129
特別損失		
固定資産売却損	415	
商品廃棄損	81	
減損損失	59	
災害による損失	21	
PCB廃棄物処理費用引当金繰入額	46	
その他	30	653
税引前当期純利益		14,206
法人税、住民税及び事業税	3,749	
法人税等調整額	△8	3,741
当期純利益		10,465

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

事業報告

連結計算書類

監査報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本									
	資本金	資本剰余金			利 益 剰 余 金					
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	その他利益剰余金				利 益 剰 余 金 合 計
						圧 縮 積 立 金	特定災 害防止 準備金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金	
当 期 首 残 高	18,516	19,362	1,995	21,356	453	45	15	25,000	53,760	79,273
事業年度中の変動額										
剰 余 金 の 配 当									△1,738	△1,738
当 期 純 利 益									10,465	10,465
圧縮積立金の取崩						△4			4	－
特定災害防止準備金の積立							1		△1	－
自 己 株 式 の 取 得										
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)										
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	－	△4	1	－	8,730	8,727
当 期 末 残 高	18,516	19,362	1,995	21,356	453	41	16	25,000	62,491	88,000

	株 主 資 本		評価・換算差額等			純資産合計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額	土 地 再 評 価 差 額	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△1,843	117,301	1	4,625	4,626	121,927
事業年度中の変動額						
剰 余 金 の 配 当		△1,738				△1,738
当 期 純 利 益		10,465				10,465
圧 縮 積 立 金 の 取 崩		－				－
特定災害防止準備金の積立		－				－
自 己 株 式 の 取 得	△0	△0				△0
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			14		14	14
事業年度中の変動額合計	△0	8,727	14	－	14	8,741
当 期 末 残 高	△1,843	126,028	15	4,625	4,640	130,669

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

会計監査人の監査報告書(謄本)

独立監査人の監査報告書

2020年5月15日

共英製鋼株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 梅田 佳成 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 龍田 佳典 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、共英製鋼株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第76期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書(謄本)

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第76期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

(1) 監査役会

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 監査役

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努め、次のとおり監査を実施しました。

- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および事業所において業務および財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備について、その取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の運用状況を監視および検証しました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを往査立会い等により確認するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」として会社計算規則第131条各号に掲げる事項を適切に整備している旨の通知を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告・計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびこれらの附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書ならびに連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2020年5月20日

共英製鋼株式会社 監査役会

常勤監査役 市 原 修 二[㊞]

社外監査役 塚 本 治[㊞]

社外監査役 宗 岡 徹[㊞]

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 取締役11名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（9名）は任期満了となりますので、取締役11名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株数
1	《再任》 たかしま ひでいちろう 高島 秀一郎 (1958年1月26日生)	1989年3月 当社入社 1990年3月 当社取締役 1991年4月 当社常務取締役 1992年6月 当社専務取締役 1993年6月 当社取締役副社長 1993年10月 当社代表取締役副社長 1995年6月 当社代表取締役社長兼COO 2007年6月 当社代表取締役副会長 2010年6月 当社代表取締役会長（現任）	4,347,460株
取締役候補者とした理由 高島秀一郎氏は、1993年から現在に至るまで当社の代表取締役を務め、この期間を通じて当社の発展をリードしてまいりました。このような長年の経営者としての経験、識見から、持続的な企業価値向上に資することが期待され、引き続き取締役候補者といいたしました。			
2	《再任》 ひろとみ やすゆき 廣富 靖以 (1954年6月15日生)	1978年4月 (株)大和銀行（現(株)りそな銀行）入行 2003年10月 同行執行役 2005年6月 同行常務執行役員大阪営業部長兼大阪中央営業部長 2008年6月 同行取締役兼専務執行役員 2009年6月 同行代表取締役副社長兼執行役員 2014年4月 当社入社 2014年6月 当社取締役副社長執行役員社長補佐 2017年10月 当社取締役副社長執行役員社長補佐兼本社経営企画部担当 2018年6月 当社代表取締役社長（現任） 〈重要な兼職の状況〉 2017年6月 (株)イチネンホールディングス社外取締役	7,600株
取締役候補者とした理由 廣富靖以氏は、(株)りそな銀行において経営者としての豊富な経験を有しており、その高い識見から、当社グループの経営陣としてリーダーシップを発揮するとともに、経営全般に対する監督を適切に行っております。持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き取締役候補者といいたしました。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の 株 式 数
3	《再任》 さ か も と し ょ う ご 坂 本 尚 吾 (1958年11月26日生)	1999年 4 月 当社入社 2012年 6 月 当社山口事業所営業部長 2014年 6 月 当社執行役員山口事業所副事業所長兼営業部長 2017年 6 月 当社取締役執行役員山口事業所副事業所長兼営業部長 2018年 1 月 当社取締役執行役員本社営業企画部長兼山口事業所副事業所長 2018年 6 月 当社取締役常務執行役員本社営業企画部長 2019年 6 月 当社取締役常務執行役員本社営業企画部担当兼営業企画部長 2020年 4 月 当社取締役常務執行役員本社営業企画部担当（現任）	2,200株
取締役候補者とした理由 坂本尚吾氏は、営業部門における長年の経験を通じ、営業全般に関する広範で深い知識、知見を有しております。持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き取締役候補者といいたしました。			
4	《再任》 な る み おさむ 鳴 海 修 (1949年12月14日生)	1974年 8 月 当社入社 1999年 5 月 当社枚方事業所製造部次長 2011年 9 月 当社執行役員本社海外事業部付ビナ・キョウエイ・スチール社出向（同社副社長） 2015年 6 月 当社顧問（ビナ・キョウエイ・スチール社副社長） 2016年 6 月 当社取締役執行役員枚方事業所長 2018年 6 月 当社上席執行役員枚方事業所長 2019年 6 月 当社取締役常務執行役員枚方事業所長兼製造部長 2020年 4 月 当社取締役常務執行役員枚方事業所長（現任）	5,183株
取締役候補者とした理由 鳴海 修氏は、国内外における生産部門での長年の経験を通じ、製造技術・品質管理をはじめとする生産全般に関する広範で深い知識、知見を有しております。持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き取締役候補者といいたしました。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の 株 式 数
5	《再任》 もり みつひろ 森 光 廣 (1947年11月20日生)	1970年 3 月 当社入社 1994年 8 月 当社エンジニアリング事業部付ビナ・キョウエイ・スチール社出向（同社社長） 2000年 6 月 当社海外事業部長 2001年 7 月 当社役員待遇海外事業部長兼枚方事業所副事業所長 2003年 6 月 当社執行役員枚方事業所副事業所長 2006年 6 月 当社取締役・執行役員枚方事業所副事業所長 2007年 6 月 中山鋼業(株)常務取締役営業部長 2009年 6 月 当社顧問 2009年 7 月 当社顧問（チー・バイ・インターナショナル・ポート社社長） 2010年 1 月 当社顧問（ビナ・キョウエイ・スチール社社長） 2015年 6 月 当社代表取締役社長 2018年 6 月 当社取締役相談役（現任）	5,000株
取締役候補者とした理由 森 光廣氏は、当社の海外事業分野に長く携わり、国内外における経営者としての経験、高い識見から、当社グループの経営陣としてリーダーシップを発揮するとともに、経営全般に対する監督を適切に行っております。持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き取締役候補者いたしました。			
6	《再任》 《社外》 《独立》 あら い のぶひこ 新 井 信 彦 (1946年11月3日生)	1970年 4 月 (株)大和銀行（現(株)りそな銀行）入行 1999年 6 月 同行取締役香港支店長 2000年 6 月 同行執行役員国際部長 2001年 6 月 同行常務執行役員国際部長 2003年 6 月 りそな信託銀行(株)代表取締役社長兼執行役員 2005年 6 月 (株)りそなホールディングス執行役 2006年 6 月 東洋テック(株)代表取締役社長 2011年 6 月 同社代表取締役会長 2016年 6 月 当社取締役（現任） 2018年 6 月 (株)Cominix社外監査役（現任） 《重要な兼職の状況》 2018年 6 月 (株)Cominix社外監査役	0株
取締役候補者とした理由 新井信彦氏は、りそな信託銀行(株)、東洋テック(株)の代表取締役など、経営者としての豊富な経験を有しており、その高い識見から当社の経営全般に助言いただきたく、引き続き取締役（社外取締役）候補者いたしました。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の 株 式 数
7	《再任》 《社外》 《独立》 や ま お て つ や 山 尾 哲 也 (1951年9月22日生)	1984年 4 月 弁護士 阪神法律事務所 1991年 4 月 弁護士 ときわ総合法律事務所設立 2004年 4 月 弁護士 山尾法律事務所設立 2015年 9 月 弁護士 梅田新道法律事務所パートナー (現任) 2016年 3 月 (株)サイプレスクラブ社外監査役 (現任) 2016年 6 月 当社取締役 (現任) 〈重要な兼職の状況〉 2015年 9 月 梅田新道法律事務所パートナー 2016年 3 月 (株)サイプレスクラブ社外監査役	0株
取締役候補者とした理由 山尾哲也氏は、社外役員となること以外の方法で会社経営に直接関与した経験はありませんが、弁護士としての長年の豊富な経験と専門知識ならびに高い法令遵守の精神を有していることから、職務を適切に遂行していただけるものと判断し、引き続き取締役 (社外取締役) 候補者いたしました。			
8	《再任》 《社外》 《独立》 か わ べ た つ や 川 邊 辰 也 (1952年6月6日生)	1976年 4 月 関西電力(株)入社 2006年 6 月 同社地域共生・広報室長 2007年 6 月 同社執行役員地域共生・広報室長 2009年 5 月 同社執行役員 社団法人関西経済連合会常 務理事・事務局長 2009年 6 月 同社常務執行役員 社団法人関西経済連合 会常務理事・事務局長 2011年 5 月 同社常務執行役員 公益社団法人関西経済 連合会専務理事 2011年 6 月 同社取締役 公益社団法人関西経済連合会 専務理事 2015年 6 月 一般財団法人関西電気保安協会理事長 (現 任) 2019年 6 月 当社取締役 (現任) 〈重要な兼職の状況〉 2015年 6 月 一般財団法人関西電気保安協会理事長	0株
取締役候補者とした理由 川邊辰也氏は、関西電力(株)の取締役としての経験等を通じ、深い知識と高い識見を有していることから、職務を適切に遂行していただけるものと判断し、引き続き取締役 (社外取締役) 候補者いたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の 株式数
9	《新任》 国丸 洋 (1962年7月21日生)	1986年4月 (株)大和銀行(現(株)りそな銀行) 入行 2003年6月 同行島本支店長 2006年3月 同行南森町支店長 2010年7月 同行上六支店 支店統括部長 2012年4月 同行船場支店 支店統括部長 2014年4月 同行審査部長 2016年5月 当社入社 2017年6月 当社執行役員本社経理部担当役員補佐兼 経営企画部長 2018年6月 当社上席執行役員本社経営企画部・経理 部・情報システム部担当兼経営企画部長 2019年6月 当社上席執行役員本社経営企画部・経理 部・海外事業部担当(現任) 〈重要な兼職の状況〉 2018年6月 (株)ケイ・ワイコーポレーション代表取締役 社長 2019年6月 ベトナム・イタリア・スチール社取締役会 長(非常勤)	200株
	取締役候補者とした理由 国丸 洋氏は、経営企画・経理・海外事業など、管理部門全般に関する広範で深い知識、知見を有しております。持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、新たに取締役候補者いたしました。		

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の 株 式 数
10	《新任》 北 田 正 宏 (1958年12月1日生)	1991年10月 当社入社 2010年 4 月 当社本社経理部長 2014年10月 当社執行役員本社経理部長兼海外事業部長 2016年12月 当社執行役員本社海外事業部担当役員補佐兼海外事業部付米国共英製鋼会社出向（同社社長兼ビントン・スチール社社長） 2017年 6 月 当社執行役員本社海外事業部付米国共英製鋼会社出向（同社社長兼ビントン・スチール社社長） 2019年 6 月 当社上席執行役員本社海外事業部付米国共英製鋼会社出向（同社社長兼ビントン・スチール社社長） 2020年 3 月 当社上席執行役員本社海外事業部付米国共英製鋼会社出向（同社社長兼ビントン・スチール社社長）兼アルタ・スチール社出向（同社社長）兼キョウエイカナダ・インベストメント出向（同代表）（現任） 〈重要な兼職の状況〉 2020年 3 月 米国共英製鋼会社社長兼ビントン・スチール社社長、アルタ・スチール社社長、キョウエイカナダ・インベストメント代表	270株
取締役候補者とした理由 北田正宏氏は、当社の海外事業分野に長く携わり、海外現地法人における経営者としての経験等を通じ、深い知識と高い識見を有しております。持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、新たに取締役候補者といたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
11	《新任》 《社外》 《独立》 やまもと たけひこ 山本竹彦 (1952年9月29日生)	1975年 4 月 大阪商船三井船舶㈱(現㈱商船三井) 入社 2002年 6 月 同社関連事業部長 2003年 6 月 同社グループ事業部長 2005年 6 月 同社執行役員グループ事業部、関西地区担当 ダイビル㈱取締役 2007年 6 月 ㈱商船三井常務執行役員グループ事業部、関西地区担当 2009年 6 月 同社取締役専務執行役員グループ事業部、関西地区担当 2010年 6 月 ダイビル㈱代表取締役副社長執行役員 2011年 6 月 同社代表取締役社長執行役員 2016年 4 月 同社代表取締役会長 2019年 4 月 同社取締役会長 2019年 6 月 同社顧問(現任)	1,000株
取締役候補者とした理由 山本竹彦氏は、㈱商船三井およびダイビル㈱の取締役としての経験等を通じ、深い知識と高い識見を有していることから、職務を適切に遂行していただけるものと判断し、新たに取締役(社外取締役)候補者いたしました。			

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 国丸 洋氏、北田正宏氏および山本竹彦氏は、新任取締役候補者であります。
3. 新井信彦氏、山尾哲也氏、川邊辰也氏および山本竹彦氏は、社外取締役候補者であります。当社は新井信彦氏、山尾哲也氏および川邊辰也氏を東京証券取引所の規則等に定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお3氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員とする予定であります。また山本竹彦氏の選任が承認された場合、当社は同氏を東京証券取引所の規則等に定める独立役員とする予定であります。
4. 新井信彦氏および山尾哲也氏は、現在、当社の社外取締役であります。両氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
5. 川邊辰也氏は、現在、当社の社外取締役であります。同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
6. 各社外取締役候補者の社外取締役候補者とした理由については、「取締役候補者とした理由」に記載のとおりであります。
7. 取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との責任限定契約について
当社は、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間で、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めております。当社は新井信彦氏、山尾哲也氏および川邊辰也氏と当該契約を締結しており、3氏の再任が承認された場合、3氏との間で当該契約を継続する予定であります。また山本竹彦氏の選任が承認された場合、同氏との間で当該契約を締結する予定であります。その契約内容の概要は次のとおりであります。
- (1)取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)が任務を怠ったことによって、当社に対し損害賠償責任を負う場合は、法令の定める最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- (2)上記の責任限定契約が認められるのは、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

第2号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役 塚本 治氏が辞任されますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社の 株 式 数
《新任》 《社外》 ま っ だ ひろし 松 田 浩 (1969年2月26日生)	1992年4月 新日本製鐵(株) (現日本製鉄(株)) 入社 2013年4月 新日鐵住金(株) (現日本製鉄(株)) 本社総務部 総務室長 2017年4月 同社名古屋製鐵所総務部長 2019年4月 日本製鉄(株)本社総務部上席主幹 2020年4月 同社関係会社部部長 (現任) 〈重要な兼職の状況〉 2020年4月 日本製鉄(株)関係会社部部長	0株
監査役候補者とした理由 松田 浩氏は、会社経営に直接関与した経験はありませんが、日本製鉄(株)の関係会社部部長の役職にあり、鉄鋼業における豊富な知識・経験等を有しており、その高い識見から、職務を適切に遂行していただけるものと判断し、新たに監査役(社外監査役)候補者といたしました。		

- (注) 1. 監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 松田 浩氏は、新任監査役候補者であります。
3. 松田 浩氏は、社外監査役候補者であります。
4. 社外監査役候補者の社外監査役候補者とした理由については、「監査役候補者とした理由」に記載のとおりであります。
5. 監査役との責任限定契約について
 当社は、監査役との間で、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めております。松田 浩氏の選任が承認された場合、同氏との間で当該契約を締結する予定であります。その契約内容の概要は次のとおりであります。
- (1)監査役が任務を怠ったことによって、当社に対し損害賠償責任を負う場合は、法令の定める最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- (2)上記の責任限定契約が認められるのは、監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

第3号議案 取締役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬限度額は、2009年6月26日開催の第65回定時株主総会において、年額550百万円以内（うち社外取締役分20百万円以内）とご承認いただき今日に至っております。

当社は今般、取締役の監督機能強化を図るため社外取締役1名の増員を第1号議案「取締役11名選任の件」において付議しており、同議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は現在の9名（うち社外取締役は3名）から、11名（うち社外取締役は4名）に増員となることや、その他諸般の事情を勘案し、取締役の報酬限度額を現行の年額550百万円以内に据え置いたうえで、そのうち社外取締役分を年額50百万円以内に改定させていただきたいと存じます。なお、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものいたします。

以 上

株主総会会場ご案内略図

- ・会場が昨年と異なりますので、お間違いのないようご注意ください。
- ・本年から、株主総会ご出席株主様へのお土産を取り止めさせていただきます。
何卒ご了承くださいますようお願い申し上げます。



場 所 〒530-0004
大阪市北区堂島浜一丁目3番1号
ANAクラウンプラザホテル大阪 3階 万葉の間

交通機関 京阪中之島線「渡辺橋駅」から徒歩約3分
京阪中之島線「大江橋駅」から徒歩約5分
地下鉄四つ橋線「肥後橋駅」から徒歩約5分
J R東西線「北新地駅」から徒歩約5分
J R「大阪駅」から徒歩約10分
京阪本線・地下鉄御堂筋線「淀屋橋駅」から徒歩約10分
地下鉄御堂筋線「梅田駅」から徒歩約15分
※お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。